

## その他の事例（私的行為に関する違反）

### 事例1：官舎における自治会費の横領



#### 【概要】

隊員Aは、官舎における自治会費の徴収を担当していましたが、1年10か月余りの間に自治会費およそ2万円を横領したため、免職の懲戒処分となりました。

#### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
自治会費の横領	刑法第253条 (業務上横領)

### 事例2：成人式後の共同危険行為

#### 【概要】

隊員Aは、成人の日に合わせて改造車両2台とバイク約10台に地元の友人らと分乗し、県道交差点内で周回走行するなど一般車両の交通を妨害したとして、停職15日の懲戒処分となりました。



#### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
2台以上の自動車等を連ねて通行させ、著しく他人に迷惑を及ぼす行為	道路交通法第68条 (共同危険行為等の禁止)